

公益財団法人福山通運小丸環境財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人福山通運小丸環境財団（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第34条に従い、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には毎年7月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤の役員の報酬月額は別表第1「常勤役員俸給表」のとおりとする。

- 2 この法人の常勤役員に対する賞与の上限額は、別表2「常勤役員賞与」のとおり

とする。

3 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

4 退職金は、役員として円満に勤務し、退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、公益財団法人福山通運小丸環境財団の設立登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員俸給表

号	月額								
1	100,000	11	300,000	21	500,000	31	700,000	41	900,000
2	120,000	12	320,000	22	520,000	32	720,000	42	920,000
3	140,000	13	340,000	23	540,000	33	740,000	43	940,000
4	160,000	14	360,000	24	560,000	34	760,000	44	960,000
5	180,000	15	380,000	25	580,000	35	780,000	45	980,000
6	200,000	16	400,000	26	600,000	36	800,000	46	1,000,000
7	220,000	17	420,000	27	620,000	37	820,000		
8	240,000	18	440,000	28	640,000	38	840,000		
9	260,000	19	460,000	29	660,000	39	860,000		
10	280,000	20	480,000	30	680,000	40	880,000		

別表第2 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 2.17 (7月及び12月ともに)

別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

俸給月額×在職月数／12